

戦後財政整理の性格

加藤 睦 夫

課 題

戦後の日本資本主義が、内外諸条件の複雑な、しかも激しい変化のなかで、自己の新しい蓄積の方式を確立してゆくためには、一定の日時の経過を必要としたことはけだし当然であつた。というのは、終戦を担つた国内的体制といふものが、単なる平時の体制への転換という形態で、そのまま戦後の新しい局面の担い手となりうる条件を欠いていたからである。つまりまず第一には占領体制、ついで戦後の危機的状況がもたらした階級間の対抗関係の変化、こういった条件の相互牽連のもとで、これに対応した体制再構築の展望が、新しい蓄積方式の確立にとつて欠くことができない前提となるからである。

私は、右にのべたような意味で、戦後の財政整理の問題を、日本資本主義の再建方式の具体化と深く関係づけてその意義を追究したいと思う。やや断定的な言い方をすれば財政整理の方式がいかように決定されるかということが、そのまま戦後経済再編の基本点の確立ということにつながつてゆく性質のものであるからである。この意味では、財政整理方式の最終的といつてよい結着が実施に移されるに至つた時期、すなわち昭和二十一年八月の時点をもつて、戦後経済の特有な再編過程の開始の時期とみなしていい。この再編（再建）過程の開始は同時に

また、アメリカの日本経済に対する系統的な「把握」が、かかる特殊な内容構造をもって、展開の立脚点を確保したことを意味するものである。

財政整理を、単に莫大な戦時債務の整理の方式とみ、したがってただその徹底さのいかに問題の争点をおいてみる限り、戦後財政整理の具体的把握はほとんど不可能に近いものとなるであろう。ここでは問題は戦時債務の整理が即戦前戦時の体制の再編成として提起されているのである。したがっていわゆる擬制資本の整理にして、単に一般的に資本の利潤追求の基礎条件を整備するためのものではなく、「擬制資本」の整理が即資本関係の新しい条件を創出するためのものであるということが重要な意味をもつのである。このことは逆にいえば、財政整理の不徹底がとりもなおさず体制再編成の限界を示すものであったと言いかえてもよい。

戦後の財政整理は、基本的には右のような問題を基礎におきながらも、その現実の過程は決して単純なものではなかった。それはひとつには日本資本主義の旧来の体制からの「消極的」な抵抗（時を稼ぐ意味）がなし崩し的に新しい体制のなかに既存の機構の温存を半ば成功させたからであり、そしてこのことが可能となったのは、結局のところ、よくいわれるように占領者の推進する経済再編成が、「民主化」なり「近代化」なりをそのものとして追求したのではなく、既存の経済体制に有効な打撃を加え、その再編成の手段としてこれを利用するにとどまったというところにある。しかし問題は手段としての政策が、階級間の対抗関係の変化のなかで、その正統の担い手が成長してゆくとき、それが戦後の経済社会の基底に沈澱しその構成要素に転化してゆくところにある。

以下、右にのべたような視点に基いて、戦後財政整理の具体構造を検討しよう。前段の構造分析に引続いて、その論点をより明瞭にするために、後段として、別の機会に財政整理方式の結着にいたる経過を、諸力の対抗関

係のなかでやや詳しく序述してゆく予定である。

われわれは、財政整理が、二一年八月の段階で実施されたような構造をもって、一定の結着をえたことは、まず第一に占領方針の一定の展開がその不可欠の前提ないし背景となつてゐること、このことの分析から問題の検討をはじめることしよう。そこで、占領方針の一定の展開とはいかなる展開であるか、かつ、その展開が、戦後の財政整理の具体構造をいかに左右してゆくかということに、まず究明すべき問題の第一点をおいてみよう。

そのような意味での占領方針の一定の展開——それは時期的にみると、二十一年五月前後の危機的諸情勢に促進され、アメリカ経済の一定の条件変化と結びついてその端緒を与えられる——とは、これを簡約していえば次のようになる。つまり、それ以前の経済上の諸政策が、軍事生産能力の除去、戦時利得の排除、および持株会社の状態での財閥頭部の解体、等々といった方針に代表されるころの、どちらかといえば戦争遂行能力の物的基礎の除去を重点とし、戦犯懲罰的な措置を併用した、占領政策推進の段階、したがって、日本資本主義の新段階に臨んでの新しい蓄積の軌条設立という意味では、これに重大な枠を設定しながらも、なおかつそれ自体としては、占領者自らはこれに内面的に介入することなく、したがって、「再建の責任は日本人自身にある」という方針がむしろ前面に押出されていた段階、このように特徴づけることができよう。とした場合、われわれがここで問題とする時期は、占領方式の基調において右とは異なる或る新しい要素の形成がそこに発展しつつあるということを見逃すわけにはゆかない。すなわち、ここでみられる特徴は、前段階の占領方針を特徴づける戦争遂行能力

の除去の課題がそれ自体としてもつ意味をかなり急速に後退させつつ、したがってまた、懲罰的な含意をもつ戦時利得の排除の意味をも、同時に漸次背面におしやりつつ、その過程での財閥解体の意義を、戦争責任体制の解体という、少なくとも表面の位置づけから、漸次、アメリカ資本の支配にとつて障害となるであろうところの、旧型の財閥的支配の再編成へと、本来の占領方針のある程度の明確化として打出されてくるところにある。まさに財政整理方策の結着にいたる時点こそ、単なる戦争遂行能力除去の段階から、進んで、かかる意味での戦後日本資本主義の全構造の再編成をめざして、「経済再建」の内面的指導に占領方針が干与するに至った時点とみなしてよい。

アメリカの資本支配に適合した形態での、日本の独占の再編の途（もちろんそれは、一面で日本の独占の発展に一定の制限を賦課するとともに、しかしそれは他面で、旧い形態での日本資本主義の危機に対して、このような方向でその「克服」の道をさし示したという意味をもっている。それが、同時にアメリカ資本の世界経済支配の一環に組込まれるという過程を受容せざるをえないという、かかる関係）が、基礎的なルールを設定する時点として、財政整理の前後の時期を把握するとき、以後数年間、あるいはさらによりひろく戦後段階、を特徴づける蓄積の特有な構造が、かなり急速にその再構築の機会を迎えたことを認識することができるであろう。

このような方向を保障するところの新段階の占領方針の胎動ともいうべきものとして、まず第一に指摘しなければならぬのが、いわゆる対日援助政策の開始である。われわれはその特徴を、この時期を境とした「貿易」尻の著るしい変動のなかに端的に読みとることができ。占領当初の段階における、なかならず朝鮮、沖縄、さらに台湾を含めた米占領地向け命令「輸出」に促された出超、反対にこの時期以降の対米「援助輸入」に支えら

れた激しい入超、これである。戦後の日本資本主義の新しい蓄積軌条の設定が、何をにおいても食糧および工業原材料の供給によって支えられるものであること、したがってこの時期の「援助輸入」開始そのものの、日本資本主義の再建過程に与える影響力の大きさはいわずもがな、さらに肝要な点は、この「対日援助」の開始によって、内外物価の遮断を基礎に特有の独占再建過程の推進的な力となった物価体系、および復金、さらに日銀の「復興」融資が可能となったことである。もちろんこの「援助輸入」は、他方で終戦処理費等々による負担の強制によって、かえってその効力を高めえたこと、および、「援助」の効力が独占にとって適度の、いわゆる抑制されたインフレ過程を保障し、そして同時に租税を軸とした財政収奪の体制的強化の展望を用意する、いわば余裕を与えたこと、そしてかかる「援助輸入」がアメリカの戦後の景気後退の局面における、占領支配地への犠牲の転嫁にほかならぬこと、すべてそのような諸関係を含めて、なおかつ、あるいはそのゆえに、それが独占体制再編過程における強力なテコ入れとなりえた、こういうことであつた。

「援助輸入」の開始の時期が、司令部の反共声明と労働対策の微妙な転換を同時に伴っていたことは、以上のべた占領方針の新しい展開とまさに符号するものであつた。もちろんそれは古い経済的体制のままの容認を意味するものではなかつたとしても、日本の独占を新しい再編の軌条に導入するための有効な布石たりえたのである。

二

さて、これらの諸政策によって導入され、その支点を与えられつつあつた戦後独占体制の再編成が、財政整理

のいかなる具体構造によって促進せしめられるに至るか、いかにえればなにかゆえに戦後の財政整理こそが、再編体制構築の出発点たりえたか、この点が次に明かにされねばなるまい。

戦後の財政整理の最終的処理は、その主軸を戦時補償の打切りと個人財産税の課税において行なわれたことは周知のところである。そこでまず、補償打切り措置を、前節でのべたところの占領方針の展開とかかわらせてこれを検討してみよう。

まず初めに、戦時補償の打切りは必ずしも占領当初からのアメリカの側の明確な方針ではなかったことを明らかにする必要がある。補償支払いの封鎖措置でさえも、それが指令として日本政府に明示されたのは、終戦時を経ること三カ月半ばの後であった。これは何を意味するかというに、前節でもすでに触れたように、この段階の占領方針は、軍事生産能力の除去を主として現物の撤去なり没収、あるいは将来にわたる生産禁止によって達成しようとする点に重点がおかれ、ようやく一二月末に及んで明らかにされた戦時利得全面課税の方針も、当初の非軍事化政策のなかでは、現物撤去措置とくらべてその重要性はかなり低いものであったといつてよい。しかし、現物撤去なり生産禁止を主軸とした非軍事化政策から、日本資本主義の構造的な再編成の方向へ占領政策の重点が漸次体系化されるに及んで、単なる戦時利得没収の手段としての課税がこの再編成に果す役割の意外の低さ（たとえば法人戦時利得税の予定収入五十億円という低さ。これにくらべて一般財産税のはるかに重要な位置。これでは戦時の指導的な軍需資本に有効な打撃を与え、これを強力に再編の方向へ誘導しえない、かえって肝心の目標はその戦争被害のゆえに利得税の対象とすらならない、という関係）が改めて問題となるのである。この場合、目標とすべき戦時利得の少なからぬものが、補償を実行してもなお、戦時損失によって相殺されてしまうのである。かかる課税形態は戦前戦

時のいわば旧い経済体制のそのままの復活強化にさえつながらかねない。現物撤去政策からより深く資本の内的編成替えにその指向を系統化しつつ、再編の手段としての財政措置に強い関心を示しつつあったこの時期の占領方針からすれば、このような内実をもつ戦時利得課税にかえて、より端的に補償打切りの措置を実施する方が目的であるというように事情が変化してくるのである。

補償打切り措置は、一般的な財産課税に転化せざるをえない現実構造をもつところの、戦時利得課税とくらべて、より深く独占の内的構造の再編に迫りうる点において、後者とは明確に異なる特質をもっていた。軍事企業の主力に対する戦時中の米軍による高度の精密爆撃が、この打切り措置のかかる効果を高めえた点をここで付言しておくことも、強ち末節的な指摘ではあるまい。要するに打切りの効果は次のように要約できる。すなわち、戦争末期における軍事企業の集中損害（現物撤去や、在外企業の喪失による損害を含めて）を、國家補償によって補填することなく、戦後の企業経理にマイナスとして再現させ、そのままこれを再編成の俎上にのせることによって、戦後の日本の独占の、アメリカの世界経済支配により適合した形態での、再編の軌条を固める主導権を確保したものとということが出来る。しかしこの場合、打切りにつづく一連の措置が、単に過去における軍事生産に干与した度合いなり、あるいはまた戦争損害の大きさ等々によって、もっぱら戦後の存立の条件が左右されるといふ形態をとることなく、新しい再編体制により適合したものがその再建の基盤をいち早く確保することを許容するというそのような措置全体の構造こそが注目されねばならないだろう。補償の打切りが独占の再編過程において、きわめて広汎な含意をもっていたことは、単に生産面における企業の再編だけでなく、打切り措置が波及する過程においてこれらの軍事企業に集中的に融資をおこなっていた主力金融機関、なかんずく特殊銀行再編成の促進要因

を内包している点にその一端をうかがうことができる。われわれはこのような補償打切りの全措置の構造のなかに、単なる法人財産税や利得税課税方式との、まったく異なる政策を理解できるはずである。もちろん、打切り措置の決定が、現実にはすでにその大部分が支払い済みとなり、しかもインフレの高進過程において、それに対する課税の形態をもっておこなわれたこと、そしてこの課税自体が結局において予期の収入を収めるに至らなかつたということ、そしてさらに決定的には、企業のインフレ利得の増大が、この措置に複雑な性格を与えることとなっている。しかし補償支払いの圧倒的部分がかなり早期に封鎖され、これを担保とする融資が禁止されていた事情を考慮すれば、打切り措置がもつ右のような効果を不当に過少評価することは適切とはいえないであろう。

補償打切りに続く再建整備過程は、右のような打切りに含意された資本の再編成の過程であった。そして、この過程を通じて、打切りそのものの効果に加えて、独禁法や集排法等々に代表される財閥解体方式の具体化、さらにそれらを含めた戦後の日本独占機構の再編成が司令部によって推進されてゆくのである。そして、他方で、個人財産税の賦課もまたこれらの措置を、個人すなわちこのばあい株主段階における一定の構成変化をめざして、これを補充する機能を果してゆくこととなるのである。ここでは、これらの措置全体がもたらした、あるいはもたらそうとした再編機構の性格について詳説することはしない。ここでの問題は右にみてきたように、戦後の財政整理の特殊な構造こそがかかる体制再編成の導入部たる役割を果したことであり、財政整理方式の本質はそのような再建方式とのかかわりにおいて、はじめてこれを把握しうるものであることを、主として占領政策の展開過程にこれを据えて追求してみたのである。

われわれは前段において、財政処理方式を中心とする占領政策の側面をやや抽象してその評価を試みてきた。

日本の独占とその政府は、当初の占領方針に対して主として財政および金融政策の面から、従来の機構の温存に懸命の努力を注ぎ、このような形で打撃の回避に半ば成功してきたといつていい。それはまさに当初の占領方針の間隙を衝いたものといふことができる。しかし占領方針が旧機構の体系的再編に深く介入してくるにしたがつて、漸次このような方法は占領政策の強固な壁に打ち当らざるをえなくなってきた。しかしこの壁は一面では日本の独占の再編を強く要求しつつも同時に他面では、アメリカの支配する経済圏の一環として、それに包摂される限りではあったが、それなりの日本の独占の体制的強化を要請し、したがってその役割を認めるものであった。占領政策のこのような展開の方向が、同時にこれを受容する側の客観的条件のある程度の成熟と合致して、もちろん外からの強圧とそれへの従属を特徴としつつも、戦後第一段階の、両者の合致という形で、財政整理とそれをめぐる諸措置の実施¹¹本格的体制整備に着手することになるのである。とすれば、前段で検討してきた占領方針のかかる展開に対して、受容する側の条件変化の検討こそ、次の課題であらねばならない。

条件変化の第一点は、終戦直後の激変した内外諸状況のなかで何をにおいても既存の体制の維持に政策の成否が賭けられねばならないという段階から、漸次、生産再開の用途にこそこの体制維持自体の成否が賭けられねばならぬ、こういつた意味で、生産再開の軌条の敷設こそが問題の焦点となるという、いわば終戦第二段階に事態の性質が転換しつつあったことである。局面のかかる転換は、諸政策の基本点において微妙な変化を生み出

さずにはおかないのであって、後述するように、戦時財政の処理の方式にしても従来の「やるものはやる、しかしとるものはとる」方針がただそのことだけでは、当初のような基本的な重要性をもちえなくなってくる、そういう轉換機が醸成されつつあったのである。このような時点において、占領政策の新しい展開のきざし——すなわち、食糧、さらにひいては工業原材料の「援助輸入」の展望、および、労働運動に対する抑制政策の宣明——が与えられるということは、生産再開の体制を展望するにあつての最も重要な前提のひとつである占領政策の明確化という点において、占領方針の意図する再編軌条に日本の独占を導き入れるための、強力な要因として作用したことは疑いない。事実かかる「援助体制」の展望なしには独占体制の再建は困難であつた。そしてまさにこの方向に沿って轉換の機運は一そう強化されることとなるのである。

問題の第二点は、終戦時を経ること約半年の間に、結局はこの期間の特殊なインフレの過程を通じ敗戦の打撃を適度に緩和することによって旧財閥系を中心とする既存の体制が戦後における再出発のための基礎を、かなりの程度に温存強化しえたということである。補償打切り措置を出発点として予定される再編過程は、もとより、旧型の財閥的支配をそのままの形で容認するものではなく、財閥本社による、「閉鎖的」持株支配の解体と、アメリカの支配に適合したその再編成を要求するものであり、それはまた同時に、戦後の危機的状況下での生産再開の体制を構築するにあつて、日本の独占自身これを受容せざるをえないという性質のものであつた。問題は、財政整理の成案を合図とする新局面での再編過程の開始を目前にして、日本の独占が、旧来の財閥系主力企業の戦時の体制よりの轉換と温存、そして財閥本社の持株支配に代えるに、財閥系銀行の地位の確立という形で、これに対応する態勢を或程度整えたとしたことである。ここでは、かかる態勢轉換の過程、そのものを詳記する

余裕はない。ただ、終戦以降の臨軍費を中心とする財政支出の激増、軍保有物資の放出、銀行融資の盛行、等々の過程が、この時期の特殊なインフレの急進を促進し、それによってその負担を国民大衆に転嫁しつつ、既存の経済体制の可及的温存とその転換を一応達成しえたこと、そしてかかるインフレの破局化を止める措置としての金融緊急措置が、ほかならぬ財閥系銀行の支配的地位の確立を結果したことだけでは指摘しておく。

右にのべたような、日本の独占の戦後転換の一応の達成、そしてこのことは、後述するように財政的には、既存機構の可及的維持とその再生を内容とするところの、特殊な戦時財政整理の過程がすでに半ば進行していたことをしめすものであった。補償打切りを起点とする新局面での再編措置が、日本政府のかなり強い抵抗を経ながらも結局それが実現に至る過程こそは、単に上からの強制という一面をそこにみるだけではなく、この措置のもたらす打撃が、右のような意味で独占の主力にとつてもはや致命的のものではなく、むしろこの過程を、占領支配に自らを適合せしめつつ、しかもそのなかで自己の新しい支配体制の再構築の可能性を見出しうるまでに日本の独占の戦後転換を進行せしめえた事実をこそそこに見出すべきである。このことと関連して、終戦以降の特殊なインフレ過程を通じて「財閥」間の支配の再編成が進行しつつあったことを見逃すことはできない。終戦後早くも九月に実施される臨軍費の特殊借入金による支払い、十一月のその封鎖措置等には、同じ軍事企業の系統であっても、財閥系銀行を背景とするいわゆる財閥系資本の、「新興財閥」系資本に対する優位をみちびき、さらに金融緊急措置はこの関係を決定的にしたものとみることができよう。補償打切り措置は、旧軍事企業を主体とした「新興財閥」系資本の打切り損失の大きさ、および、損失処理の過程における決定的な劣位、等々によって、すでに顕著にあらわれていた「旧財閥」系の支配的地位を最終的に確定するにいたるであろうことは見易い理で

あつた。日本の独占の主力がこの時期に、司令部の提示する財政処理方式に結局は従うこととなつたのは單なる上からの強制ということだけではなかつたのである。

四

さて、右にみてきたような、日本の独占とその政府のおかれた諸条件の微妙な変化が、財政整理の最終的処理方式といかなる関連をもつものかを、その具体内容に即して次に検討してみよう。

すでに前節でも言及したように、終戦当初の、可及的な既存体制の維持とその戦後転換のための政策は、これを戦時財政処理の方式からみると、いわゆる「やるものはやる、しかしとるものはとる」という方針に端的に表現されていた。一般的(すなわち強度に大衆的)財産税の創設による補償の支払いと戦時公債の償還がこれである。しかしながら、終戦後半年間を経過した時点においては、同じ言葉の含む意味の微妙な転換がすでにそこに生じていた。

まず補償問題についてみると、「やるものはやる」方針に基いてすでにその大部分が支払い済みとなつていた事実注目する必要がある。もつともこの支払いは特殊借入金や封鎖支払いによるものが主体をなしていたから、補償問題の処理とはすなわちこれらの政府債務の処理、あるいは封鎖の解除にはかならないものとなつていた。日本政府は補償支払いを「合理化」するために、かなり早い時期に厳選の上で支払いの方針を言明せざるをえなくなるのであるが、これは同時に旧財閥系軍事企業への支払いの集中化を促進する契機となつたであろうことは推察に難くない。実はこのような変化の過程へ、生産再開の方針が補償支払いの方式とむすびついてもちこまれ

てくるのである。つまり、この時点では、支払いの厳選、化の基準が、単に契約上の確実さや重大さといった性質のものから、補償履行による生産再開への寄与いかんという観点で漸次強調されてくるのである。旧財閥系の独占にとつては、その強力な金融的背景を適度に利用しつつ、すでに補償支払いの効果を相当程度に享受しており、そしてまた、かかる支払いをひとつの契機として特殊な戦後インフレ昂進の過程を通じて、補償打切りがもたらすであろう損失の大半を、すでに国民大衆への転嫁に成功していたといえるのであった。このことは事実、打切りを起点とした企業再建整備の過程で、主として打切りに基因する特別損失のうちほぼその半額に相当するものが、資産の再評価によって補填されえたことに、端的に示されることになるのである。

補償打切りの打撃が、右のように、独占の再編成を困難とするほどの意味においてすでに決定的なものではなくなっていたとしても、しかしながら、生産再開のための資金的体制の保障を、厳選の方針を示しつつもなお補償支払いの方式を実行する形式で要求している点に、この時点における独占の、既存体制擁護とその温存転生の強い要求をみることができる。しかし逆にいえば、このような要求の強さと、その強さを生み出す基盤の存在こそが、占領政策からすれば当初から打撃を加えるべき対象であったのである。占領支配により適合した本格的体制構築のコースを敷設し、これを支援するためには、この軌条の設立の前に抵抗の牙を抜く必要がどうしてもあるのである。財政整理の成案を前にした日本政府と司令部とのかなり烈しい対立は実はこのような背景をもつものであった。しかしこの対立は、結局は、戦時財政処理と生産再開対策を峻別する方向で解決されることになった。すなわち、補償打切り交渉の過程で、復興金融金庫の構想が司令部によって提示されたのがこれである。復金の創設が補償打切り交渉の過程で決定されたことから、復金融資が打切りによる打撃の緩和を目的として、つ

まりその一環として成立したと解釈する見解は、右のような意味で正_レこうを得たものということはできないのである。復金案の司令部による提示は、基本的にはむしろ、対日援助の開始と労働政策の微妙な転換の系譜に属するものであり、生産再開方式を内容とした再編軌条の設定をより明確に展開することによって、実は補償打切りの趣旨を徹底さすという性格をもつものであった。

戦後インフレの特殊な過程を通じて、結局は銀行資本のこの問題に対する関係が変化したことを付言しなければならぬ。一般的には、補償打切りがそれ自体としては独占再編の過程を危機におとし入れるというような比重をもつものでなくなっていたことが、つまりは、打切りの波及する打撃効果が主力銀行資本の存立の基礎を脅かすというような意味をすでもつものではないということである。打切りを起点とした体制再編に堪えうる、むしろこの過程で独自の集中合理化さえ可能となるという条件が、銀行資本が特有の財政整理方式を受容する基礎となるのである。そしてまた直接には、補償打切りの一環として提示されていた公債への高率課税案が撤回（国家財政に占める公債の比重の急激な低下——インフレ過程のかかる効果）され、預金保障の限度の引上げとその財政による補填が承認されたこと、等々が、銀行資本の再編過程への転換を促す有効な措置となるのであった。

五

われわれは、戦後の財政整理の性格を把握するために、その特徴的な構造を、占領政策の展開すなわちアメリカ資本の要求と、これに対応する日本の独占の態勢、この両者（もちろんそれは前者の優位に包摂されてゆくのだが）の矛盾と「一致」の相互関係のもとで、これを明らかにしてきた。ここでは、本稿の取りまとめの意味をかねて、

最後に、かかる財政整理の方式とインフレ処理との関係について、若干の基本点を提示して結びとしたい。

戦後の財政整理の性格を、ただ単に一般的なインフレ処理という観点から問題としても決してその本質に迫ることはない。たとえば財産税特別会計がインフレ機構の一環としての役割を果たしたに過ぎない点、あるいはまた復興金融金庫（インフレ過程の主役としての）の創設が切り措置決定の過程で産み出された点、等々を個別に引き出して、これらを理由にして財政整理が不徹底であるとか無益であるという批判を行なってもそれは問題の所在とは大して関係がないことである。問題はインフレの具体的形態にある。戦後の財政整理は、戦時経済の継承であり、したがってまた戦後におけるかかる体制の温存強化にただちにつながるころの、特殊なインフレ・ショックの結着を目的としたものであった。この結着の構造がいかなる特質をもつものであるかは、ここではもう繰返さない。したがって、この措置の不徹底を問題にするとすれば、一般的なインフレ・ショックでなく、かかる特殊な内容をもったインフレ処理の不徹底をこそまず問題にすべきなのである。そしてこの点については、この措置はかなりドラスティックのようにみえながら、若干の基本的な問題点をもつのである。このことはすでにかなりくわしく見てきたところであった。そしてかかる特徴的な構造こそ、実は戦後段階における日本資本主義の再建過程の特質を規定する主要なファクターのひとつとなつて展開をみるのである。この再建（再編）過程自体は、戦後第一段階の特殊なインフレ・ショックとは異なる具体形態をもつころの、別種のインフレ過程を伴ふこととなるのであるが、財政整理そのものは、むしろ第一段階の特殊なインフレ要因の処理によって再編過程を促進する新しいインフレ政策展開のための、あるいはまた体制的矛盾の表現であるインフレの限度をこえる昂進を抑制するためのそのいみで整備された基礎を構築したものと見てよい。つまり新局面でのインフレ政策の

展開に伴って、もし古い形態でのインフレ要因が再び動き出すならば、それは、再編過程自体にとって制御しえない要素に転化する恐れがあるのである。戦後の財政整理は、かかる可能性を制御することによって、特異な戦後再建の軌条設定を条件づけたものといつてよい。